

大略区まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、大略区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する

(目的)

第2条 協議会は、地域の人びとの共通の願いの実現や課題の解決を図るとともに地域コミュニティを強化し、互いに連携・協力しながら、安全で安心して暮らせるまち、愛着と誇りの持てる住みよいまちづくりを推進していくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大略区協働のまちづくり計画に定められたまちづくりに関すること。
- (2) 協議会が実施する事業および行事に関すること。
- (3) 会員が実施する事業間における調整および連携に関すること。
- (4) 行政（国、県、市等をいう。以下同じ。）が策定する構想、計画等に関する要望および提言に関すること。
- (5) 行政が実施する事業等との連携および支援に関すること。
- (6) 地域情報の発信および地域住民への啓発に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 大略区内の居住者
- (2) 大略区内の町内会、団体等
- (3) 大略区内の教育機関、行政機関
- (4) その他協議会が必要と認めたもの

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 理事 | 25名以内 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 参与 | 若干名 |

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の運営および活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 理事は、会務の運営にあたる。
- (5) 事務局長は、協議会の運営に関する事務を担当する。
- (6) 監事は、協議会の会計監査事務を行う。
- (7) 参与は会長の求めに応じて助言および意見を述べることができる。

(役員の選任および任期)

第7条 役員は、理事会において第4条に規定する会員から推薦を受けた者の中から候補者を選定し、評議員会の議決を得て選任する。

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会に次の会議を設ける。

(1) 評議員会

(2) 理事会

(3) 部会

(4) 町内会長委員会

(評議員会)

第9条 評議員会は、55名以内の評議員で構成する。

2 評議員会は、協議会の最高議決機関であり、次の事項を審議する。

(1) 事業計画および事業報告に関する事項

(2) 予算および決算に関する事項

(3) 会則の制定および改廃に関する事項

(4) 役員の選任に関する事項

(5) その他評議員会に付すべき事項

3 評議員会は、会長が招集する。

4 評議員会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む。）により成立し、議事は、出席者の過半数により決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。

5 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

(評議員の職務等)

第10条 評議員は、評議員会における審議のほか、協議会の運営に関して、適宜意見、要望または提言をすることができる。

2 評議員は、第4条第2号および第3号に規定する会員の代表者または第4条第2号および第3号に規定する会員から推薦を受けた者の中から会長が委嘱する。

3 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、会計、理事および事務局長で構成する。

2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 評議員会に付議する事項に関すること

(2) 事業の執行に関すること

(3) 部会等の設置、改廃およびそれらの委員の選任に関すること

(4) その他会長が必要と認める事項

3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

4 理事会の議長は、会長が務める。

5 理事会の議事は、構成員の過半数の出席（委任状を含む。）により成立し、議事は、出席者の過半数により決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。

(部会)

第12条 協議会は、円滑な運営を図るため、理事会の承認を経て、部会を置く。

2 部会は、各所管事項の企画・立案、調査研究および執行にあたる。

3 部会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名
- (3) 庶務担当 1名
- (4) 部員 若干名

4 部会長は、理事会において役員の中から選出し、会長が委嘱する。

5 副部会長および庶務担当は、部会において、部員の互選により選出する。

6 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(部会の委員の職務等)

第13条 部会の委員の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 庶務担当は、会議録の作成等部会の庶務を行う。
- (4) 部員は、会務の運営にあたる。

2 委員は、理事会において会員の中から選出し、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(町内会長委員会)

第14条 協議会は、活動内容に関する報告および意見聴取ならびに各町内会への情報提供を行うため、理事会の承認を経て、町内会長委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 庶務担当 1名
- (4) 委員 25名以内

3 委員長、副委員長および庶務担当は、委員会において委員の互選により選出する。

4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の委員の職務等)

第15条 委員会の委員の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 庶務担当は、会議録の作成等委員会の庶務を行う。
- (4) 委員は会務の運営にあたる。

2 委員会の委員は、大路区内の町内会長で構成し、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第16条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長および事務局職員若干名を置く。

3 事務局職員は、理事会において会員の中から選出し、会長が委嘱する。

(事務所)

第17条 協議会の事務所は、大路まちづくりセンター内に置く。

(経費)

第18条 協議会の経費は、会費、交付金、補助金、委託金、寄付金等の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第20条 第9条第2項に規定する評議員会の審議事項のうち、同項第1号に規定する事業計画および同項第2号に規定する予算のうち、軽易なものについては、理事会の審議によって決定することができる。ただし、その場合は直近の評議員会に報告するものとする。

2 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会で定める。

附則

- 1 この会則は、平成24年2月4日から施行する。
- 2 平成23年度に選任された役員、評議員および委員（以下「役員等」という。）の任期については、本則の規定にかかわらず、当該選任または委嘱の日から平成24年度に次の役員等が選任または委嘱されるまでの間とする。
- 3 この会則は、平成26年5月17日から施行する。
- 4 この会則は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、令和2年5月14日から施行する。